実施自治体への支援について

【ワンストップ・サービス・デイの開催経費に係る支援】

○ 心の健康相談や多重債務相談等を臨床心理士会や弁護士会等に委託して実施する場合

→ 地域自殺対策緊急強化基金（各都道府県に設置）の活用が可能

【ワンストップ・サービスを利用した住居喪失求職者の一時入居用の住宅確保に関する支援】

○ 公営住宅の活用

→ 公営住宅の離職退去者用の空家活用については、自治体が必要と判断した場合には、一時入居用としての利用も可能

○ 地域住宅交付金の活用

→ 自治体が、地域住宅交付金の事業として、離職退去者の居住安定確保に係る支援活動等を行う NPO 等を対象に、その事業を助成することが可能（NPO 法人が離職退去者向けの住戸を借り上げる費用について地域住宅交付金を利用して助成している事例あり）

○ セーフティーネット支援対策等事業費補助金の活用

→ 自治体が、社員寮向けの賃貸物件等を緊急一時宿泊施設として借り上げた場合に助成

※ これらを含む地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援